第 1919 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 10月 29日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

⁴ 連結納税制度のアウトライン

Q:連結納税制度のアウトラインがまとまったそうですが、内容を教えてください。

A:適用法人や連結グループ加入時の時価課税、欠損金の取扱いなどが示されています。

【解説】

政府税制調査会は先月、来年度改正で導入 予定の連結納税制度の骨格を固めました。

それによると、連結納税制度の適用法人は、 内国法人である親会社とその100%子会社 とし、連結税額は親会社が申告納付する一方 で、子会社にも連帯納付義務を課しています。

また、連結グループへの加入時の取扱いについては、加入法人の資産(固定資産、土地等、金銭債権、有価証券及び繰延資産)を時価評価することを原則としつつ、適格合併により被合併法人の子会社等が加入した場合など一定の場合には、時価評価の対象外としています。

一方、連結納税制度の適用開始前及び連結 グループへの加入前に生じた欠損金の繰越は 認めない方向が示されているほか、連結グル 一プ内の法人間で行われた固定資産や土地等 の移転による譲渡損益についてはいわゆる内 部取引として、その資産が連結グループ外に 譲渡されるまで計上を繰り延べることとし、 連結グループ内の法人間で行われた寄付金に ついては、その全額を損金不算入にすること とされています。

連結納税制度は、今後年末の大綱とりまとめに向け、今回の政府税調案をベースに細部についての論議が行われることになります。







